|  |
| --- |
| **景観配慮事項説明書**（堺環濠都市地域及び百舌鳥古墳群周辺景観地区以外の大規模建築物） |
| **計画地及び周辺の状況／景観コンセプト** | 景観特性の区分 | □都心・周辺市街地景観　　　□近郊市街地景観　　　　　□郊外市街地景観□田園景観　　　　　　　　　　　□丘陵市街地景観　　　　　□丘陵地景観□臨海市街地景観 |
| 周辺の景観 |  |
| 計画地における景観上のコンセプト |  |
| **行為の制限（景観形成の基準）** | **配慮した事項など** |
| **Ａ地域特性** | 建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。（１）自然特性への配慮（２）歴史文化特性への配慮（３）市街地特性への配慮　　※１　詳細は欄外参照 |  |
| **Ｂまちなみ** | **Ｂ－１　周辺との調和**-周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。-特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。 |  |
| **Ｂ－２　まちかど（交差部）の景観形成**-まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。-まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 |  |
| **Ｂ－３　通りの景観形成**-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するような意匠とするように努める。-低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。 |  |
| **行為の制限（景観形成の基準）** | **配慮した事項など** |
| **Ｃ１建築計画／配置・外構** | **Ｃ１－１　空地の配置・意匠**-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。-敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。 |  |
| **Ｃ１－２　敷際の形態・意匠**-敷際の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。-敷際には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。 |  |
| **Ｃ１－３　屋外付帯施設**-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。-屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。 | （駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など） |
| **Ｃ２建築計画／建築物** | **Ｃ２－１　建築物の形態・意匠**-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。-壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。-まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 |  |
| **Ｃ２－２　外壁の材料**-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 |  |
| **Ｃ２－３　外壁の色彩**-外壁の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。　　　　　　 　 　　　　※２　基準の詳細は欄外参照 |  |
| **Ｃ２－４　屋根**-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 |  |
| **Ｃ３建築計画／付帯設備等** | **Ｃ３－１　屋上付帯設備等**-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。 | （塔屋、屋上設備など） |
| **Ｃ３－２　屋外階段・外壁付帯設備**-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。-外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。 | （屋外階段、室外機、樋など） |

※１ 地域特性とは

（１）自然特性に配慮する

-市街地に残る貴重な自然を保全する。

-周辺に優れた自然資源（樹林地・河川・農地など）がある場合は、それらとの関係性に配慮し、建築物等の工夫を

行う。

-計画地周辺の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、それらを計画に取り入れる工夫をする。

（２）歴史文化特性に配慮する

　 -地域の特徴ある歴史的なまちなみや資源を保全する。

　 -周辺に歴史文化資源（寺社・町家・古墳など）がある場合は、それらとの調和を図る。

（３）市街地特性に配慮する

　-地域のまちなみの特徴（市街地の成り立ち）を読み取り、デザインに反映させる。

-市街地の景観の特性（駅前・幹線道路沿道・鉄道沿線など）に応じて、デザインを工夫する。

※２ 大規模建築物の色彩基準

-ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の１/３以上で用いられている色彩とし、

その色彩の基準は表１のとおりとする。

表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| YR（橙）系 | 6以上 | 4以下 |
| R（赤）、Y（黄）系 | 6以上 | 3以下 |
| 上記以外 | 6以上 | 2以下 |
| 無彩色 | 6以上 | - |

-サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度

差を２以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の１/３以下とする。

-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の１/20以下の範囲で

使用するものとする。

-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。

-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や

石など）で構成されている色彩は、その色彩を扱うものとする。

-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。